

栃木県の児童養護施設における発達障害児の実態と処遇[†]

後藤 武則*・池本喜代正**

栃木県中央児童相談所*

宇都宮大学教育学部**

近年、「被虐待児」が見せる行動特性が発達障害児の行動特性とよく似ているという研究結果が出ていることから、児童福祉の分野において子ども虐待と発達障害の関係性が注目されている。本稿では、虐待などによって社会的養護が必要な児童、つまり「要保護児童」における発達障害の問題を調査するために、多くの要保護児童が措置されている児童養護施設に着目し、児童養護施設で生活する児童における「発達障害」の実態調査を行った。その結果、栃木県の児童養護施設において入所児の18.3%が何らかの発達障害があることが明らかになった。その結果を踏まえ、児童福祉施設最低基準の課題などと絡め、今後の児童養護施設における発達障害児の処遇に関する課題について考察した。

キーワード： 発達障害、児童養護施設、要保護児童、被虐待児

はじめに

発達障害者支援法が2004年12月に議員立法で成立してから丸3年が経った。そして近年、教育・福祉・司法などの多くの分野において「発達障害ブーム」とでも呼ぶべき現象が起こっており、子ども達を取り巻く様々な分野で「発達障害」に関する様々な研究が行われている。福祉現場においては、特に児童福祉の現場において子ども虐待と発達障害との関係性が注目されている。「被虐待児」と呼ばれる虐待を受けた子どもが見せる行動特性が、発達障害児の行動特性とよく似ているというのである。

本研究では、虐待等によって社会的養護が必要な児童、つまり「要保護児童」における発達障害の問題を調査するために、多くの要保護児童が措置される児童養護施設に着目し、児童養護施設で生活する児童¹⁾における「発達障害」に関する実態調査を行った。

1. 問題の所在と研究の目的

(1) 先行研究と問題の所在

[†] Takenori GOTOH*, Kiyomasa IKEMOTO** : A Study on Children with Developmental Disorder in the Institutions for Homeless or Maltreated Children.

* Consultation Office for Children, Utsunomiya City, Tochigi Prefecture

** Faculty of Education, Utsunomiya University

1) 要保護児童のうち発達障害児の存在

我が国では、児童養護施設に要保護児童のうち約7割の児童が措置されているが、発達障害児に関する全国的な調査は未だ行われていない。しかし、自治体や施設が独自に実施した調査がいくつかある。静岡県的情緒障害児短期治療施設「静岡県立吉原林間学園」が行った静岡県の児童養護施設における発達障害児の入所状況調査についてみてみよう²⁾。

この調査は2002年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の質問項目と同様の調査内容である。この結果によると、静岡県内の児童養護施設内で生活している発達障害児の割合は10.9%に及んでいる。文部科学省の調査結果で、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合である6.3%という数字と比べ、児童養護施設には、特別な支援の必要な児童がかなり高い比率で入所している。

2) 栃木県内の児童養護施設における実態調査

一方、栃木県では、1997年に栃木県児童養護施設のありかた検討委員会が実施した児童養護施設で生活する児童についての調査が県内の児童養護施設の実態を知る上で興味深い³⁾。

この調査は発達障害に注目したものではないが、検討委員会が栃木県内の児童養護施設に措置中の全

児童に WISC-R を実施した結果、IQ70 未満の児童数は 36 人に及び、全体の 16.5%を占めていた。また、現在では発達障害であると規定される脳の器質的な障害があるとされた児童数は 16 名いて、その割合は 5.0%であった。この数値の中にはアスペルガー症候群や、LD、ADHD、広汎性発達障害等の特徴を持つ児童は少数しか含まれておらず、その殆どがてんかん症状のある児童であった。

Table 1 栃木県の児童養護施設に在籍する発達障害児の割合(1997年)

障害名	人数(人)	割合(%)
知的障害	36	16.5%
脳の器質的障害	16	5.0%

(出展：あり方検討委員会調査中間報告, 1997)

検討委員会が実施した県内の児童養護施設についての全体的な調査では、施設内に特別な配慮の必要な児童が数多く生活している実態は判明したものの、栃木県の児童養護施設における発達障害児の実態については調査を行っていない。

2. 研究の目的及び方法

(1) 研究の目的

本研究では、栃木県児童養護施設ありかた検討委員会の調査では十分に判明できなかったと思われる、栃木県の児童養護施設の中に入所している発達障害児の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 研究の方法

① 先行研究や文献の分析

児童養護施設の歴史的経緯や施設の現状と課題を、多くの参考文献・先行研究から分析する。

② アンケート調査

栃木県の児童養護施設で生活する児童の心身状況の実態調査を通し、発達障害児の実態を調査する。

③ 総合考察

実態調査の結果を基に、児童養護施設における発達障害児の処遇のあり方について考察する。

3. 児童養護施設の現状と課題

(1) 現代日本の児童養護施設の現状

栃木県の児童養護施設における発達障害児の実態について述べる前に、社会的養護の一端である児童

養護施設の現状について概観しておこう。

才村らは 2002 年度、全国の乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を対象に施設の運営・入所児童の態様・勤務実態などに関する横断調査を行った⁴⁾。以下に、才村の調査結果を基にして、現在の児童養護施設の課題を考察する。

現在の児童養護施設が抱える課題を、①施設(建物)の課題、②施設職員体制の課題、③施設入所児童の課題の3つに分けてまとめる。

1) 施設(建物)の課題

i) 大規模集団処遇の課題

世界的に里親中心・養育単位の小規模化の傾向の中で、日本の社会的養護の体制は施設中心であり、かつ施設の種類の1施設20人以上の「大舎制」施設が7割を超えている(Table 2)。

Table 2 大舎・中舎・小舎の比較⁵⁾

施設形態	児童養護施設 (施設数・%)	
大舎	393	70. %
中舎	94	16. %
小舎	120	21. %

(出展：全国児童養護施設協議会調べ, 2005年4月, 複数回答あり)

大舎制の児童養護施設は、そこで生活する児童にとっては人間関係が複雑であり、子どもの愛着形成とパーマネンシー(永続的な)・ケアが課題となる中で、養育単位の小規模化は喫緊の課題であると才村は指摘している⁶⁾。

ii) 児童福祉施設最低基準の課題

児童福祉施設の生活水準を根本的に規定しているのは、国が定める「最低基準」である。現在の児童養護施設における施設(建物)の課題は、「最低基準」に基づいて施設建設が行われ、日本の生活水準の向上に見合っていないことである。居室の最低基準は「児童の居室一室の定員は十五人以下」、「面積は一人につき三・三平方メートル以上」とされている。一人当たり二畳という最低居住水準の狭い空間での生活は、子どもにくつろいでホッとできる生活を保

障するものではない。

そして、慢性的な人員不足でもある職員配置基準の低さは、子どもにとって望ましい発達環境としての大人の関わりが著しく少ない生活となっている。また、職員の少なさが厳しい労働条件を招いている現状において職員の定着率が必ずしも高くない。職員が辞めることは、子どもにとって“見捨てられ体験”の追体験にすらなることもある。

2) 施設入所児童の課題

厚生労働省による「児童養護施設入所児童等調査」⁷⁾によれば、2003年の児童養護施設入所児童における「障害等あり」の割合は20.2%となっており、前回調査時(1998年)の結果である10.3%に比べて急増傾向にあることがわかる。特に「その他の障害等」の増加が著しく、前回調査時の3.2%から8.3%と2倍以上に増加している(Table 3)。

Table 3 児童養護施設における障害等の割合推移

調査年 (年)	「障害等あり」の割合 (%)	その他の心身障害 (%)
1987	8.3	2.6
1992	9.5	2.5
1998	10.3	3.2
2003	20.2	8.3

(出展：厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査」)

才村は「その他の障害等」の多くは情緒障害であると述べ、その割合の急増傾向の理由として、被虐待児童の入所増加に伴った施設児童における情緒障害児の増加を挙げている⁸⁾。虐待を受けた子どもたちの中には、反応性愛着障害や愛情剥奪症候群などの障害を抱える子どもが少なくない。被虐待児童の入所増加傾向は、児童養護施設において指導上何らかの留意が必要な子どもが増加傾向にあることを示している。

3) 施設職員体制の現状

全体的に職員の勤務時間は長く、特に他機関との連絡調整など、施設外業務に多くの時間が割かれている。また、その業務をしながら、職員1人当たり3～6人の子どもを相手に生活していることから、児童養護施設職員の業務は激しいことが指摘できる。

4. 栃木県の児童養護施設における発達障害児の実態

(1) 目的

児童養護施設において、係わりが難しく処遇困難な子ども達の中には発達障害の疑いがあるか、または発達障害の医学的診断を受けている場合が多い⁹⁾。

しかし、児童養護施設における発達障害児の実態については、全国的な調査は行われておらず、栃木県においても調査は行われていない。一方、現在の児童養護施設は全国的に慢性的な人員不足であり、発達障害の有無にかかわらず、子ども達一人ひとりに細やかな配慮のある対応をすることは難しい現状にある。発達障害児が多いならば、早くにその実態を把握し、発達障害の視点を加えた対応が求められる訳であり、栃木県内の児童養護施設における発達障害児の実態を把握することが必要である。そこで、栃木県の児童養護施設に入所している児童の心身状況に関する調査を実施することにした。

(2) 方法

①調査対象機関

栃木県内の児童養護施設(10施設)

②手続き

栃木県の児童養護施設を対象に、施設入所児童の心身状況に関するアンケート調査を実施した。

(3) 結果及び考察

今回の調査では対象施設10施設中6施設から回答を得た。6施設の総児童数は258名であった。

1) 特別な配慮の必要な児童の割合

知的障害や発達障害の医学的診断を受けている児童は、全体で20名(7.8%)である。疑いがあるとされたのは27名であり、47名(18.3%)の児童に知的障害か発達障害があるという結果になった。

また、医学的診断を受けている児童の障害種の中で知的障害と診断されている児童は10名(3.9%)であり、「発達障害者支援法」で規定されている「発達障害」と診断された児童の数は合計13名(5.0%)である。特にADHD(注意欠陥多動性障害)の診断を受けている児童が6名(2.3%)で一番多く、次いでアスペルガー症候群とPDD(広汎性発達障害)がともに3名(1.2%)いた(Table 4)。

Table 4 医学的診断を受けている児童の障害種
(重複回答) ※下線部は発達障害。

医学的診断を受けている児童の障害種 (重複回答)	人数 (人)
MR (精神遅滞, 知的障害)	10
自閉症	1
<u>広汎性発達障害</u>	3
<u>アスペルガー症候群</u>	3
<u>ADHD (注意欠陥多動性障害)</u>	6

上記の結果より、栃木県の児童養護施設において特別な配慮の必要な児童が数多く生活していることが明らかである。医学的診断を受けている知的障害を含めた発達障害児に境界知能(ボーダーライン)の児童や発達障害の疑いがある児童を含めた場合、100名(38.8%)の児童が何らかの特別な配慮が必要であると考えられている(fig.1)。

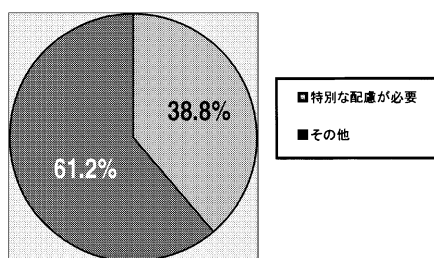


fig.1 特別な配慮が必要な施設児童

また、これに発達障害のない被虐待児を含めると、児童養護施設には特別な配慮の必要な児童がかなりの割合で生活しているといえる。

2) 不適応行動と発達障害の関係

不適応行動をとっている施設児童は 52 名(20.2%)であった。このうち、発達障害児は 13 名(25.0%)であり、疑いのある児童は 17 名(32.7%)で、合わせると不適応行動をとる児童のうち 30 名(57.7%)の児童が発達障害傾向の児童である。

不適応行動の中身としては「盗み」、「暴力」、「性的問題」、「夜尿」が高率である。これは発達障害及び疑いのある児童でも同じ傾向が見られる。

学校で不適応状態にある施設児童は 11 名(45.8%)であり、発達障害は 5 名(20.8%)、疑いのある児童は 6 名(25.0%)である。また、不登校状態にあ

る児童は 2 名(66.6%)で発達障害また疑いのある児童は 1 名(33.3%)ずつである。

施設内において不適応行動をとる児童の実態から、半数を超える児童が発達障害児及び疑いのある児童であることが明らかになった。発達障害児は対人関係にトラブルが多く、当然ながら施設内で発生する不適応行動に発達障害児が多く関与している。どのような場面でのどのような発達障害児が不適応行動をとってしまうのかということに関しては調査できていない。

栃木県の児童養護施設はその多くが大舎制の施設であり、常時 50~80 人の児童が集団生活をしている。職員の数法律で 6 歳以上の児童 6 人に対して職員は 1 人と決められているために、発達障害児や特別な配慮の必要な児童が数多く入所していても、細やかな対応はなかなか実施できる状況にはない。しかしながら、今回の調査において、ユニット制を導入する施設や、地域のボランティアに事務作業をお願いして職員はできるだけ子ども達と関われるようにするなど、業務の分担を地域の力を借りて行っている施設など、刻々と変化する要保護児童の実態に対応しようとする施設側の努力が見られた。

最近では、我が国においても、少しずつ小規模制、里親中心の社会的養護へと変わりつつある兆しを感じられる。養育単位の小規模化を実現するために各施設で地域小規模児童養護施設(グループホーム)の建設が進められているのである。養育単位の小規模化を実現することで、発達障害児のみならず、他の子ども達にとっても、きめ細やかな対応が期待できる。

しかし、地域小規模児童養護施設にはその運営に大きな課題がある。その一つが「職員の負担」である。児童 6 人で 1 つの小規模児童養護施設が設置できるが、現在の施設基準では 6 人に対して職員は 1~2 名しか配置できない。これではほぼ住み込みの職場となり、そこで働く職員の負担は想像以上に大きい。実際に地域小規模児童養護施設に配属になった職員が長く持たずに退職していくといった事実が後を絶たない。

実態にあった児童養護施設最低基準の改善を実施することは急務の課題であり、要保護児童の中に存在する発達障害児への処遇に対しては職員の加配などの対応が求められる。

3) 児童養護施設と学校との連携

児童養護施設を校区内に持つ小・中学校は、必然的に他の小・中学校よりも発達障害児や特別の配慮が必要な児童が多く通学していると想像できるが、職員の増配置などの措置がとられている学校は少ない¹⁰⁾。施設内で不適応行動を起こす児童はその児童が通う学校でも不適応である場合が多い。また、不登校状態の児童も少なくない。このような児童への対応について、学校と児童養護施設において一貫した支援・指導環境を確保することが望ましいと考えられる。そのためには、児童養護施設と学校の連携と協力が必要不可欠である。

4) 児童養護施設における発達障害児処遇の課題

発達障害児は、対人関係など課題が多く、様々なコミュニケーションの問題があることで社会生活上のトラブルを抱えやすい。児童養護施設という生活の場は多くの子ども達で溢れている場所であり、この子ども達で溢れる施設では毎日のように様々なトラブルが発生している。これらのトラブルの多くは対人関係によるものであり、そのトラブルに発達障害児が巻き込まれやすいことは言うまでもない。

虐待を受けた子どもが多く入所する児童養護施設では対応が困難な児童が起す問題行動について、その児童が持つ発達障害的な特性が起因となっているのか虐待経験が原因となっているのかは十分に見分けがつかないのが現状である。また、今回の実態調査とともに行った児童養護施設における発達障害児や重度の虐待を受けた児童が関与したトラブル事例の調査によれば、各施設から提供された事例の多くが、専門的な知識を十分に生かし丁寧に子どもと関わることで成果が上がった事例であった。以下にトラブルと対応の事例を紹介する。

まず、発達障害のある年長児(高校生女兒)の問題行動についての事例である。居間のテレビの音量が大きすぎるため、自室で好きなことをしようと試みるが集中できず、他児の反応も気になりイライラして情緒不安定になりパニックになってしまうことがあった。そこで施設職員は、サポートブックを作成することで自己理解の促進を図り、本人が納得するまで念入りに説明するなど、本人の気持ちに寄り添った指導を行い、こうしたトラブルがなくなった。丁寧な対応が本児の不安定な心の動きを落ち着かせ、良い方向へ向かったと考えられる。

次に、アスペルガー症候群の特徴と共に注意欠陥多動性障害(ADHD)の特徴や、虐待の影響による反応性愛着障害の特徴を併せ持つ「複雑な発達障害」を有した児童(小学生男児)の関与したトラブルと対応について考察する。

放課後、本児は長い鉄製の棒を持ち、施設内で暴れようとする。これに対して、本児の行動を制止する前に、本児の好きなアニメキャラクターの絵が描いてあるお菓子を見せ、「ヒロシさんとこれを一緒に食べようと思ったんだけどな」と声をかけた。その結果、「じゃあ復讐をやめます」と言って棒を返しに行く。その後、お菓子は夕食後に食べることを約束し、本児は日課に戻ることができた。

この問題行動は、他児とのトラブルが引き金となり衝動的に起こしたと考えられる。だが、職員が本児の視覚的な刺激による注意転導性が高い特徴を活かし、興味の対象となり易い「アニメキャラクターのお菓子」を使用して本児の気を引いた。このため本児の「復讐したい」という気分を変えることに成功した結果、本児との意思の疎通がし易くなったと考えられる。

またある平日の夜、小学2年男児の本を貸してもらえずに怒って、部屋の壁を殴ったり、自分のピアノを破壊した。これに対して、スタッフが注意をすると、すぐに行動を止めたため、話し合いをする。本児の気持ちを受け入れながら「待つこと」、「我慢すること」を約束した。結果、本児が落ち着いた後、謝罪をし、破壊してしまった物について具体的にどうするのかをスタッフと一緒に相談して決めた。

本児が読みたかった本を貸してもらえなかったことに対する耐性の弱さから、壁を殴る・ピアノを壊すという衝動的な行動を起こしたわけだが、スタッフが冷静な態度で本児が何故そのような行為をしたのかについて詳しく話を傾聴し、本児の思いを受け止めるような態度を示したことが有効であったと考えられる。

本児が通学する小学校では通常の学級に在籍していたが、やはり他児との喧嘩が絶えずトラブルメーカーとして有名であった。現在は投薬治療を続けながら、本児の自己肯定感を損ねないような関わりを続けている。

上記の事例は日々の生活の中で頻繁に発生するトラブル事例の一部に過ぎず、また対応がうまくいった事例である。当然ながら、全ての発達障害児に対

して常に適切な対応が出来ている訳ではないと考えられる。施設職員への聞き取りにおいても、対応が困難な児童に発達障害があることが判明したとしても、どのように対応すれば良いか解らないと話す職員が多かった。

これらの結果から、集団生活が基本となる児童養護施設において、発達障害児が関与したトラブル事例に上手く対応するためには、個々の発達障害児の障害の特徴を把握した上での関わりが重要であると言える。また、様々な発達障害の特徴やそれに対する対応方法等に関する研修を職員に実施するなど専門性を高める方策が必要である。

おわりに

今回の調査では、栃木県内の児童養護施設に入所している児童のうち、知的障害や発達障害の医学的診断を受けている児童は20名(7.8%)おり、診断を受けていないが何らかの障害の疑いがある児童を含めると全体で38.8%(100名)の児童に特別の配慮が必要であるという結果が出た。

学校教育現場においても、発達障害児の出現率が高くなっているが、児童養護施設での割合ははるかに凌ぐものである。

また、近年の児童虐待問題の深刻化に伴い、児童養護施設には児童虐待の被害にあった子ども達の入所が増加している。児童養護施設に入所する児童のおよそ8割の子ども達が虐待を経験している¹¹⁾という実態から、最近では心理担当職員を加配する制度が出来ると児童の心理的ケアを重視する傾向が強いが、子ども達の実際の生活場所となる児童養護施設では治療を目的とした関わりは難しい。

そして、実際に施設内では子ども達の対人関係上のトラブルが後を絶たず、これに対応する職員達は他の業務に比べて精神的な疲労感を強く感じているという調査結果もある¹²⁾。

今回の児童養護施設入所児童における発達障害児の実態調査では、施設内で発生するトラブル事例に多くの発達障害児が関与している実態が判明したが、これらの事例に対しては、専門的な知識を応用し子どもの発達特性に応じた丁寧な関わりによってトラブルが解決した事例が多かった。児童養護施設で暮らす発達障害児への処遇改善のために、児童養護施設職員を対象とした発達障害に関する研修は不可欠である。

そして、児童養護施設で生活せざるを得ない発達障害児やその他の子ども達にとっても適切な処遇がなされるために、児童福祉施設最低基準の見直しを図り、職員配置基準を実態にあったものへ変えていく必要があると考えられる。最低基準の変更が難しいならば、職員加配の制度を新たに設けるか、また、養育単位の小規模化を促進するために、地域小規模児童養護施設で働く職員の負担軽減などが盛り込まれた新しい制度の確立が望まれる。

最後に、今後の研究の課題として以下の2つの課題を指摘しておきたい。

発達障害児が関与したトラブル事例についてさらに詳細な対応方法を検討するために、「上手くいった事例」「上手くいかなかった事例」の2種類に分けて事例を収集し、検討する必要がある。

そして、児童養護施設に在籍する発達障害児への指導・支援体制についてはその児童が通う学校においても施設と一貫した指導・支援体制を構築することが望ましい。そのため、校区内に児童養護施設を持つ小・中学校を対象に、児童養護施設に在籍する発達障害児への指導・支援体制についての課題を児童養護施設との連携を中心に調査・考察する必要がある。

最後に調査に協力していただいた児童養護施設の職員に深く感謝の意を表したい。

註及び引用文献

- 1) 本稿で扱う児童とは、児童福祉法による6歳以上18歳未満の児童を意味する。
- 2) 静岡県立吉原林間学園(2005), 「こんな子に困っていませんか?～生活指導の知恵～」, p.47
- 3) 栃木県の児童養護施設ありかた研究委員会(1997), 栃木県の児童養護施設のありかたに関する提言, 栃木県・栃木県児童養護施設連絡協議会, p.77
- 4) 才村純(2005), 子ども虐待ソーシャルワーク論, 有斐閣, p.200
- 5) 児童養護施設は、その施設の規模(収容人数)によると大舎制(20人以上), 中舎制(13~19人), 小舎制(12人以下), グループホーム(地域小規模児童養護施設, 定員は6名)の4つの種類に分けられる。
- 6) 才村(2005), 前掲書, p.205
- 7) 厚生労働省(2004), 児童養護施設入所児童等調査結果の概要, p.28

- 8)才村(2005),前掲書, p.197
- 9)齊藤知子(2006),要保護児童における発達障害の問題, 子どもの虐待とネグレクト, 8-1,pp.39-50.
- 10) 玉井邦夫(2004),児童虐待に関する学校の対応についての調査研究,平成 14～15 年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究促進費(I))研究成果報告書, P.121
- 11)玉井(2004), 上掲書,p. 107
- 12)才村(2005), 前掲書, p. 223